

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3366 号 2016.11.26 発行

「乗客も声掛けを」 障害者のホーム転落防止で NHKニュース 2016年11月25日  
視覚障害のある人が、駅のホームから転落する事故が相次いでいることを受け、首都圏の鉄道各社は、障害者がホームの端を歩くなど、危険が迫っている時には、乗客にも積極的に声を掛けてもらおうと呼びかけるキャンペーンを始めました。

キャンペーンは、ことし8月に東京メトロ銀座線の駅で、視覚障害のある男性が線路に転落して死亡するなど、障害者がホームから転落する事故が相次いでいることを受け、JR東日本や東京メトロなど首都圏の鉄道会社13社が、25日から始めました。

25日はJR新宿駅に各社の駅員が集まり、駅の利用者に「危険を感じたらすぐ呼びかけを」などと書かれたポケットティッシュを配り、障害者がホームの端を歩くなど危険が迫っているのを見かけた際には、積極的に声を掛けるよう呼びかけました。

一方、鉄道各社は職員に対し「白いつえを持ったお客様、止まってください」などと声を掛けられた人に、自分のことだと気付いてもらうため、個人を特定して呼びかけるよう指導しているということです。

国土交通省によりますと、平成26年度に全国でホームから転落したケースは3673件に上り、このうち視覚障害者の転落は80件でした。

JR東日本サービス品質改革部の鈴木寛幸課長「こうした呼びかけを継続することで、利用者の中で声を掛け合うことが浸透してほしい」と話しています。

### エイズ感染者 障害年金の新規認定率が4割減

毎日新聞 2016年11月25日

薬害被害者も更新時に支給打ち切り相次ぐ

HIV（エイズウイルス）感染者の障害年金の新規申請の認定率が、1998年ごろから約4割減ったことが厚生労働省の資料でわかった。またHIVに感染した薬害被害者が、障害年金の更新時に相次いで支給を打ち切られていることが、支援団体への取材で判明。厳格化の背景は治療の進歩による死亡率の低下とみられ、専門家は障害年金の財政の厳しさで年金が削られた可能性を指摘している。

厚労省が毎日新聞の求めで初めて明らかにした新規申請の資料によると、障害基礎年金が支給される障害1、2級の認定が申請に占める割合（認定率）は、98年2月～03年3月の約5年間の平均が48・6%。最新の2010年3月～14年度の平均は28・19%で約4割減った。ここ約5年間の申請は年平均145件で、申請者は性感染者が多く薬害被害者も含まれる。

一方、薬害被害者を支援する「はばたき福祉事業団」によると、この2年間で少なくとも5人が障害基礎年金を一時停止され、事業団の手助けで再び支給が決まった。既受給者の年金停止は厚労省のデータに含まれておらず、他にも停止例があるとみられる。

障害年金はけがや病気で心身に障害がある人が申請。嘱託の認定医が、医学的な条件と、労働できるかなどを見て可否を判断。厚労相が認めた人に支給、認定実務は日本年金機構が担う。障害の程度により認定1～5年後に医師の診断書などを付けて更新する。

薬物療法の進歩で、世界のエイズ関連死はピークの04年から約4割減っている。厚生省年金局事業管理課給付事業室は「認定を厳しくしていない」とする一方、認定率低下の原因は解明できていないと説明した。

HIV感染者の生活実態を調査する若林チヒロ埼玉県立大准教授（健康社会学）は「治療の進歩で体調がよくなる人が増え、認定が減ったのだろう。患者が働けない状況を医師が甘えだと誤解し、薬害も知らずに診断書を軽く書く面もある」と指摘している。一方、障害年金の受給者は10年間で2割増えており、年金問題に詳しい百瀬優流通経済大准教授は「精神、知的障害者の増加によるところが大きい」と分析。福祉関係者の間では財政難から認定が厳しくなったとの指摘がある。【斎藤義彦】

### 県と情報共有せず「不適切」 相模原殺傷で検証委報告 共同通信 2016年11月25日

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で19人が刺殺され27人が負傷した事件で、神奈川県が設置した第三者検証委員会は25日、元職員の植松聖容疑者（26）に対する施設側の危機意識が不足しており、入所者の生命に関わる危険情報を認識しながら県と共有していなかった点を「非常に不適切」とする報告書を提出した。また「県に報告していれば被害を防止できた可能性も否定できない」と指摘した。

報告書によると、植松容疑者が2月に衆院議長公邸へ持参した襲撃予告の手紙について、県警津久井署が「施設に危害を加えるとの内容だった」と施設側に説明。手紙そのものは開示しなかったが、同署の指導で夜間の職員配置を手厚くするなどしており、情報共有ができていたと判断した。だが、施設は県に報告していなかった。

3月に植松容疑者の措置入院が解除された後、施設側は同署から「障害者の大量殺人を行うという思想を持っている。園に来るかもしれない」との説明を受けた。しかし職員間で危機意識が共有されず、県への報告もなかった。報告書はこうした点を「危機管理上問題があった」とした。

報告書は、施設側に対し「県に報告していれば、防犯設備の強化や警備の拡充の余地もあった」と指摘。同署の対応については「手紙を見せた方が危機意識はより高まったと推察できるが、不適切とはいえない」とした。

再発防止策では、福祉施設に危機管理の責任者を定めて対応チームを設置し、県や警察との情報共有を図るよう提言。防犯カメラやブザーの設置も求めた。

県は報告書を受け、25日に再発防止対策本部の会議を開き、県議会に提出する補正予算案などの検討に入る。

▼相模原殺傷事件 7月26日、相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が刃物で刺されて死亡、職員3人を含む27人が負傷した。神奈川県警が同日逮捕した元職員の植松聖容疑者は2月、施設襲撃を予告する手紙を持って衆院議長公邸を訪れていた。手紙には「障害者を抹殺できる。目標は重複障害者が安楽死できる世界」などとして、やまゆり園を標的とすることが記されていた。市は2月、措置入院を決定。3月に解除された。

### 長谷川豊アナ「殺せ」ブログと相模原事件、社会は暴論にどう対処すべきか？【インタビュー】執筆：泉谷由梨子 The Huffington Post 2016年11月25日

フリーアナウンサーの長谷川豊氏が書いた「自業自得の人工透析患者は殺せ」とするブログに批判が殺到し、ニュース番組などを降板する騒ぎになった。

一部の人工透析患者を「殺せ」とする長谷川氏の主張は、命の選別を容認する優生思想的な



発想だとする意見や、7月26日に発生した相模原市で障害者19人が刺殺された事件にも通じるとの批判があった。

長谷川氏は「言葉が過ぎた」として謝罪したが、ハフィントンポストの対談などで、改めて一部の患者に対して、医療が同じように提供されるべきではないと主張した。

過剰な自己責任論や「本音」に名を借りた暴言に、私たちはどう向き合うべきだろうか。ハフィントンポストでは、老いや病、障害のある人の生存権や社会との関わりについて研究し、相模原事件と長谷川氏の共通性についても指摘した立命館大生存学研究センターの立岩真也教授に話を聞いた。

#### ■立命館大学大学院・立岩真也教授

—まずは、長谷川豊氏の今回の主張についてどう思われますか。

自分で努力して透析を受けずにすんでいる人がいることは否定しなくてよいでしょう。けっこうなことです。けれど他方で、自分の意思や努力と関係なく、病気になることは多くの人が知っている通りです。周囲の医師から聞いた話として、伝聞でなんの裏付けもない情報を振りまくのはいけない。以上、まずは言うまでもないことです。

—「医療費が増えると皆が共倒れになる。皆で考えねばならない」というのが長谷川氏の主張の論拠でした。

倫理学には「救命ボート問題」というものがあります。船が転覆して、救命ボートがあるが全員は乗れない、さらにどういう順番で救うか？という思考実験です。例えば、もう長く生きた人には遠慮してもらい、子供から救うべきだという考え方があります。より「自業自得度」が高い人から除外するというのもあり得るかもしれません。

しかしどのような基準、理由を採用するにせよ、それは誰かを助けると共倒れになる、それを避けたいのであれば誰かを外すしかないという極限状態の場合です。

実際にはそうではない。全員に対して医療サービスを提供して、その皆が生きられる時まで生きて、社会は困りません。

—医療を全員に提供しても実際には社会は困らない。

医療にお金がかかっているのは事実ですが、何を買っているか、何を使っているかを考えてみればよい。使うものは人と人以外のものの2種類で、これで全てです。

ものは、例えば人工透析の機械です。鉄やアルミウムでできています。それで長生きできるのだから、すくなくとも電子レンジなんかよりは優先されてよいでしょう。そして少なくとも電子レンジに使っている分も含めてもの・材料は今のところ足りなくはない。

そして人は余っています。日本の失業率は1桁ということになっていますが、それはハローワークに行っても仕事を探しているが仕事がない人の割合にすぎません。定年で退職になった人、働ける環境があれば働いてもよいと思っている主婦、などなどの人たちを含めれば何割という割合になります。

人は足りている。むしろ足りて余っている状態をうまく制御できないでこの社会は困っていると考えます。どのように困っているのか、余っているのに足りないように見えてしまうのはなぜか、これ以上の説明は略しますが、足りないという事実認識は間違っている。このことは動かない。

—仮に「自己責任」が病気を招いたとして、殺されないにしても負担が人より増えたりする社会政策というのはあってよいのでしょうか？

例えば交通事故について、家から外に出なければ事故に遭わない、とは言えるでしょう。自力で防ぐ方法があって、その方法を探らなかったからといってすべて自分で引き受けよとは、「自己責任、自己責任」と、うるさいこの社会においても、なっていないんです。

その上で、自分で引き受けねばならないとされる場合もあるとして、次に、誰がどのようにそれを決めるかです。だいたい病気ひとつとっても多くの要因が絡んでいて、それを区分けしていくなど容易なことではない。そして、生活の仕方の多様性を認めるべきだということもある。自制や反省を求めるために制裁を課す、社会は負担しないという場面は狭く限定した方がいいんです。

好きなものを飲み食いしてもたまたま健康でいられたら、その人はなんのお咎めもないわけですね。他方で、人工透析が必要になったら、透析の費用を社会は出すべきでない、つまりそれは「死ね」ということです。実際死んでしまいます。非常に重い大きな制裁です。そんなことが認められてよいのかと、ほんのわずかでも考えてみればよいのです。その長谷川という人はスポーツジムの「ライザップ」の社長の話を引いてきて、「努力しただいで誰もが決して病気にならない」などといった話をしている。言うまでもなく、端的に間違っており、何も考えていないことがよくわかります。そういう人（たち）の乱暴で粗雑な話になどつきあっていられないのですが、まあ仕方がない。言えばわかる人なのか、それも疑問ですが、言うべきは言うておきます。そんな人（たち）に人の生き死に関わる話をしてほしくないと心底思います。

—「ブログに書いたのは医師の『本音』である」と話していました。「本音」が「建前」を述べることに価値があるとみなされる風潮もある気がします。

本音を語りたいというのであれば、まずはどうぞです。ただ、言論を公に発信した人は、反論に対してきちんと答えるべきです。間違っていたらそれを認めるべきです。最低限のルールです。元の発言もですが、さらにその後の対応がどうしようもありません。

—長谷川さんの最初の「殺せ」という主張は、相模原事件に通じるとの指摘が多くありました。私たちはどう向き合えばよいでしょうか。



「殺せ」と煽る言葉に対しては、もっと「圧」を持って怒る必要があると思っています。その人（相模原事件の容疑者）は、事件の前にも「障害者は不幸で死んだ方がいい」とか、「殺せば社会は助かる」というようなことを周りに話していたといえます。

まず「なんでお前が他人の幸不幸がわかるんだよ、言えるんだよ」ということです。次が、すでに言ったことと同じで、人を殺さないややっていけないような社会では全くない、ということなのです。

職場での失礼な発言、場をわきまえない言動を注意する、ではなくて、正面から怒りと理屈をもって対すること、まずはそういうことをすべきだったんじゃないか。今でも誰に対してもすべきだと思います。

相模原の事件後の報道も、「障害者にもこんなよいところがあります」みたいな報じ方になってしまふところがありました。分からないではないのですが。

—どのような点が良くなかったでしょうか

「こんなにいい人だった」と、良いところ探しをして報じたりすることで、それが殺されてはならない理由みたいになってしまう。それは逆に「生きる価値」というものを狭く規定してしまう恐れがあります。

よいところがあろうが悪いところがあろうが、誰にもどんな人であろうと生きる、殺されない。ちゃんと暮らせるようにすればよいし、それはまったく可能です。

「足りない」という危機感が過剰に煽られるから、「悪いところのない僕たちに、しわ寄せがきて大変」という言論になる。過剰な危機感を脱していく方法を、我々は考えて伝えていけないと思えます。それは私自身の課題でもあります。

—小泉進次郎氏らによる提言で出てきた「健康ゴールド免許」についてはどうでしょうか。長谷川氏の言論との類似性を指摘する声もありますが、賛同する人も多くいるようです。

ペナルティではなく負担額を安くしてもらえるとというアイデアなので、賛成する人も出てくるのでしょうか。ただ、他を同じとすれば、保険料は増えることになります。そして、健康診断を職場で簡単に受けられないような非正規労働者や無職の人がより大きな割合の多い額を払うことになるでしょう。考えが浅いというか...。

提言ってたいがいもっともなことも当然書いてはある。しかしその中に、一見よさそうだが、受けそうだが、すこし考えてみるとうまくない、使えないことが出てくる。そして全



体として「自助」の方に行かねばならないという主張がなされるんですが、なんでその方角を向かねばならないのか。

—「痛みを伴う改革が必要」と取材に答えていました。

まず誰が痛むのかということです。どうしても痛みを感じる必要があるのなら、「皆が痛みを分け合っ」という話はいくらでもありえますし、場合によってはさっきの救命ボートの話みたいに誰に痛んでもらうのかを選ばざるをえないこともあるかもしれません。

しかし、繰り返しますが、痛みを引け受ける必要はないのです。そして、痛みは、今だって偏ったところにかかっています。生活がきびしい人は健康状態も悪くなりがちで、健康を維持したり回復させたりする時間やお金の余裕も少ない。

思慮のない「改革」はその痛みを拡大させてしまいます。「足りない」という危機感に惑わされることはないんです。落ち着いて考える、考えが足りない論には反論する。そしてひどい暴言にはきちんと対峙する、無視する、馬鹿にする。これらを皆いっしょにやっつかまわらない。とにかく水準の低すぎる言論が横行しているのにはうんざりです。

■プロフィール 立岩真也（たていわ・しんや） 1960年、新潟・佐渡島生まれ。専攻は社会学。東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。千葉大学、信州大学医療技術短期大学部を経て、現在は立命館大学大学院先端総合学術研究科教授。単著として『私的所有論』（勁草書房、1997、第2版生活書院、2013）、『弱くある自由へ—自己決定・介護・生死の技術』（青土社、2000）、『自由の平等—簡単に別な姿の世界』（岩波書店、2004）、『ALS—不動の身体と息する機械』（医学書院、2004）、『希望について』（青土社、2006）、『良い死』（筑摩書房、2008）、『唯の生』（筑摩書房、2009）、『人間の条件—そんなものない』（Kyoto Books）、『造反有理—精神医療現代史へ』（青土社、2013）、『自閉症連続体の時代』（みすず書房、2014）、『精神病院体制の終わり—認知症の時代に』（青土社、2015）。近著に『On Private Property, English Version』（Kyoto Books、2016）。12月に杉田俊介との共著で『相模原障害者殺傷事件—優生思想とヘイトクライム』（青土社）刊行予定。ウェブサイト <http://www.arsvi.com/ts/0.htm>

**賃貸住宅 高齢者の入居断りません 登録制度の創設検討** 毎日新聞 2016年11月25日  
国交省、17年度の運用開始を目指す

高齢者も低所得者もスムーズに入居できます—。国土交通省は、高齢者や低所得者、障害者であることなどを理由に入居を拒否しない賃貸住宅の登録制度の創設を検討している。高齢者などに入居対象者を限定した物件を「専用住宅」と位置づけ、家賃を安く抑えられるよう、国などが補助金を出す仕組みも作る。全国で増えている空き家を活用できるとの期待もあり、2017年度の運用開始を目指す。

国交省によると、高齢者や外国人、一定の収入がない人が賃貸物件への入居を断られるケースは後を絶たない。業界団体が14年度に行った調査では、回答した約1800の大家や賃貸業者のうち、約12%が「生活保護受給者は不可」や「単身の高齢者は不可」という条件を設定していたという。

検討中の新制度では、高齢者や障害者、低所得者、子育て世代の世帯の入居を拒否しない賃貸物件を大家に登録してもらい、地方自治体が入居希望者に情報提供する。このうち専用住宅については、バリアフリー化など改修費用の一部を補助するほか、相場より家賃を安く抑えた分についても補助金を出す。

補助金の割合は上限を設けたうえで、改修費用は国と地方自治体が3分の1ずつ、家賃の値下げ分については国と地方自治体が2分の1ずつ負担する案で調整している。従来も似たような補助の仕組みはあったが、整理して分かりやすく制度化する。家賃補助については、入居者の収入によって制限を設けるか検討する。

従来、高齢者や低所得者の受け皿となってきた公営住宅は14年の応募倍率が全国平均5・8倍、東京では22・8倍に上る。一方、空き家の戸数は増加傾向にあり、国交省の担当者は「改修費の補助などを契機に空き家活用も図れればよい」としている。【曾田拓】

大阪府は24日、大手損害保険の三井住友海上火災保険（本店・東京）と東京海上日動火災保険（同）の2社と包括連携協定を結んだ。三井住友は健康・医療分野、東京海上は



農業分野を中心に府と協力して取り組む。包括連携協定を結んだ大阪府の松井一郎知事（左）と三井住友海上火災保険の柄沢康喜会長＝24日午後、府庁

民間企業のネットワークやノウハウを生かして府内の課題解決を図る同協定は、2009年の締結を皮切りに、今回の両締結で15例目となる。

三井住友は、国の「地方創生」の認定事業として府が行う予定の健康・医療の取り組みに対し、17～19年度に計100万円を寄付する。自治体が行う認定事業に

企業が寄付をすると一定の税額控除を受けられる「企業版ふるさと納税」を利用。府は、住民の健康寿命の延伸に向け、市町村と医療関連事業者とのマッチングなどに取り組む。

一方、東京海上は、農業振興のため、12月1日に大阪市内で「農業経営法人化セミナー」を府と開催する。また府庁内の事務補助に当たっている障害者2人の職場実習を同市内のグループ会社で受け入れる。

## 大阪都構想、維新が新たな案...6特別区に再編

読売新聞 2016年11月25日

大阪市を廃止し、現在の24行政区を複数の特別区に再編する大阪都構想について、地域政党・大阪維新の会は24日、6特別区への再編を軸とする新たな案をまとめた。来年1月中旬に、24区をどう組み合わせるかを決め、府市へ提案する。

昨年5月、大阪市民対象に行われた住民投票では、市を5特別区に再編する案が否決された。同11月に当選した松井一郎大阪府知事（大阪維新の会代表）、吉村洋文大阪市長（同政調会長）が都構想の再挑戦を掲げたのに伴い、同党府議団・市議団のプロジェクトチーム（PT）が党としての新たな案を検討していた。

PTは、1区当たりの推定人口（2040年）が約40万人となる6区案が、区役所の職員配置などから妥当と判断。同約60万人となる4区への再編案も次善策として検討するという。

松井、吉村両氏は、来春の設置を目指す都構想の法定協議会で、維新案も参考に区割りなどの具体案を決めていく考えだ。

## 大阪府岸和田市が中核市移行断念...人口減少止まらず 協力した府からは「あまりに突然」と批判の声

産経新聞 2016年11月25日

大阪府岸和田市が、平成27年3月から目指してきた中核市への移行を断念することが24日、関係者への取材で分かった。市は人口減少などが理由と府側に説明しているが、移行に向けて協力してきた府からは「あまりに突然。軽々しく取りやめにはできないものではない」（府幹部）と批判の声が上がっている。

関係者によると、信貴芳則市長が24日に府幹部と会談。人口減少が続いていることや厳しい財政状況などから、中核市に移行しても安定的な住民サービスを提供できないと理解を求めたという。

中核市になると、保健所の運営などの権限が府から移譲される。岸和田市の人口は今年1日現在、中核市への移行に必要な20万人に満たない約19万8千人だが、国の特例措置により19年度末までは移行が可能だった。ただ手続きには3年程度かかるとされ、今回移行を断念すれば、再び人口が増えない限り中核市移行が不可能となる。

## インフル、全国的に流行期に 過去5年間で最も早く

朝日新聞 2016年11月25日

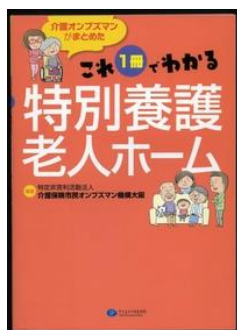
インフルエンザが全国的な流行期に入った。厚生労働省は25日、直近の1週間（11月14～20日）に全国約5千カ所の定点医療機関から報告された患者数が1カ所あたり1・38人に上り、全国的な流行開始を示す指標の「1人」を超えたと発表した。今季の流行開始は昨季より1カ月半ほど早く、過去5年間で最も早い。

発表によると、報告された患者数は6843人。都道府県別では、1カ所当たりの患者数は沖縄が8・12人と最も多く、栃木5・50、福井3・50人、北海道2・92人と続き、全都道府県で前週の報告数より増加した。「注意報」レベルの10人、「警報」レベルの30人を超えた都道府県はまだない。入院患者数は95人。休校や学年・学級閉鎖をした保育所や幼稚園、小中高校は187施設に上った。

検出されたウイルスは、直近の5週間では2014～15年シーズンに流行したA香港型が最も多かった。A香港型は高齢者が重症化しやすいとの報告もある。厚労省や国立感染症研究所（感染研）は、ワクチンは肺炎などの重症化を防ぐ効果があるとして、接種を呼びかけている。感染研によると、昨季の全国の推計患者数は約1613万人。流行のピークは、2月8～14日の週だった。（小川裕介、竹野内崇宏）

## 特養の仕組み分かりやすく NPOがガイド本

神戸新聞 2016年11月25日



### 「これ1冊でわかる特別養護老人ホーム」

寝たきりなどで常時介護が必要な人が生活する特別養護老人ホーム（特養）。その仕組みをまとめたガイド本「これ1冊でわかる特別養護老人ホーム」を、NPO法人「介護保険市民オンブズマン機構大阪（オーネット）」（大阪市）がまとめた。

オーネットは高齢者福祉分野で活動するボランティア団体や弁護士、学者らで2000年に発足。利用者目線で、介護サービスの質の向上を図っている。特養は、全国に約8千施設あり、入居者数は約52万人に上る。比較的安い費用で最期まで暮らせるとして人気が高い。施設によって利用料金やサービスの種類などはさまざまだが、待機者も多く、仕組みを知らないまま入居申し込みをするケースも少なくないという。

本では、利用料金や加算の種類、施設での生活や受けられる介護サービス、利用の留意点や課題などを、利用者の言葉を交えて紹介。同オンブズは「自分の状況や状態に合った施設を選ぶ参考になれば」と話す。B5判、88ページ、1620円。オーネットTEL06・6975・5221（広畑千春）

## 2016年「すべての人の社会」11月号 VOL.36-8 通巻NO.437

### ■巻頭言 「合理的配慮」という考え方の可能性

NPO法人日本障害者協議会理事/法政大学現代福祉学部教授 岩崎 晋也

今年の4月から、障害者差別解消法が施行されました。この法律の画期的なことは、障がいをもつ人に「合理的配慮」をしないことが差別であると規定した点にあります。しかし「合理的配慮」とは何を意味するのか、正確に理解している人は残念ながら少ないのではないのでしょうか。

先日、障害者差別解消法について市民の方にお話をする機会がありましたが、一番わかりにくいのが「合理的配慮」でした。その時に感じたのは、「合理的配慮」と一般的な「配慮」の違いがうまく伝わっていないということでした。例えば、レストランの利用を想定して合理的配慮を説明したときも、「そのぐらいの配慮は客商売だからやるのは当然だ」という声が出ました。お店が客へのサービスとしてなされる一般的な「配慮」の問題と理解されたのです。一般的な「配慮」であれば、「配慮」をするもしないもお店の自由です。しかし「合理的配慮」は、お店の自由の問題ではありません。障がいをもつ人からの「配慮してほしい」という声を門前払いすることなく、どのような「配慮」ならば実現可能で「合

理的」であるか、対話をすることが求められているのです。この法律の目的は、差別する人を罰することではなく、あくまで一人ひとりの障がいをもつ人が社会に参加することを促進するための対話を促すものです。

この「合理的配慮」という概念が面白いのは、法律の考え方を広げる可能性がある点です。一般的に法律は、誰に対しても同じように適用されます。障がいがあるがなかろうが、個々の差異を無視して一律の効力を持ちます。ですから「個々の状況に応じて異なる配慮をなさい」ということをこれまでの法律では求めてきませんでした。しかし「合理的配慮」は、相互の差異を前提にして、社会参加のために何が「合理的配慮」なのか対話を法的に求めているのです。そして、こうした差異を前提とした「合理的」な配慮を必要としている人は、障がい者に限りません。社会の仕組みは、その社会のマジョリティが暮らしやすいように作られています。その仕組みでは居心地がよくない人々―女性、高齢者、シングルファミリー、外国人などは、みな合理的配慮を必要としています。私たちの社会が、相互の対話を深め、すべての人にとって生きやすい社会に近づけるために、「合理的配慮」という考え方は役に立つのではないのでしょうか。

**社説：休眠預金の活用 預金者の理解が前提だ** 京都新聞 2016年11月25日  
金融機関に預けられたまま10年以上出し入れがない「休眠預金」を民間の公益活動に活用する法案が衆院を通過し、今国会で成立する公算が大きくなった。

人口減少や高齢化が進む中、使われず眠っているお金を社会貢献活動に役立てるのが目的で、NPO法人などから期待する声がある。

休眠預金とはいえ元来は預金者の貴重な資産で、利用には幅広い理解が不可欠だ。だが、法案は環太平洋連携協定(TPP)承認案などの審議の陰で十分認知されているとは言い難い。行政予算の安易な肩代わりにせぬよう、公正で透明性のある仕組みの議論と預金者への説明を尽くす必要がある。

休眠預金は、10年以上放置され、預金者と連絡がとれないもので、金融機関で毎年1千億円程度が発生している。法的には銀行で5年、信用金庫では10年を過ぎると預金者は権利を失う。ただ、各金融機関は請求があれば期限後も払い戻しており、その分を除く500億～600億円を社会的に活用しようというのが考え方だ。

法案では、これら休眠預金を金融機関から預金保険機構に移し、政府の指定団体を通じて公益活動に携わるNPO法人などに助成・出資する。用途には難病の子どもがいる家庭や児童養護施設を退所した人、地域活性化の支援などが想定されているという。

だが、民間の資産に国が手を突っ込むような発想は、国・自治体の厳しい財政事情と不可分だろう。資金活用の対象には、活力が低下している地域の支援、子ども・若者支援などが特記され、安倍政権が掲げる地方創生や子育て支援を補完する意図もにじむ。

新たに民間資金を生かすと言うなら、行政の手が届きにくい分野の幅広い支援こそ期待されよう。財政難による公的助成、補助金の削減と表裏一体の穴埋めに使ったり、従来の財政投融资のように政府に使い勝手の良い「財布」にしたりしてはなるまい。

そのためにも資金の使い道と各活動団体への分配を選定する明確な基準が必要だ。実務を担う指定活用団体を政府が監督する仕組みだが、広く情報を開示し、適切に使われているか多角的にチェックする態勢も求められる。

何より預金者の権利保護が前提であることを忘れてはならない。預金者の死亡や転居などで放置された口座も多いと見られるが、金融機関による通知の徹底とともに、口座の存在確認を容易にする仕組みなども検討すべきだろう。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行